

## 会 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催しました。

審議会等名称	令和4年度第1回神奈川県たばこ対策推進検討会																					
開催日時	令和4年6月7日（火）16:00～18:25																					
開催場所	ジェイフェイス JFACE研修センター 会議室																					
出席者 (役職名)	(◎：座長、○副座長) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平野 公康</td> <td>国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部たばこ政策情報室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">曾根 智史</td> <td>国立保健医療科学院 院長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎ 玉巻 弘光</td> <td>東海大学 名誉教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山本 佳世子</td> <td>電気通信大学大学院情報システム学研究科 教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 笹生 正人</td> <td>公益社団法人神奈川県医師会 理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内田 了</td> <td>神奈川県中小企業団体中央会 副会長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高瀬 達也</td> <td>神奈川県都市衛生行政協議会 (茅ヶ崎市保健所地域保健課長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">丹野 睦</td> <td>川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山崎 弘子</td> <td>神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高井 佳代子</td> <td>健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役</td> </tr> </table>		平野 公康	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部たばこ政策情報室長	曾根 智史	国立保健医療科学院 院長	◎ 玉巻 弘光	東海大学 名誉教授	山本 佳世子	電気通信大学大学院情報システム学研究科 教授	○ 笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事	内田 了	神奈川県中小企業団体中央会 副会長	高瀬 達也	神奈川県都市衛生行政協議会 (茅ヶ崎市保健所地域保健課長)	丹野 睦	川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長	山崎 弘子	神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長	高井 佳代子	健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役
平野 公康	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部たばこ政策情報室長																					
曾根 智史	国立保健医療科学院 院長																					
◎ 玉巻 弘光	東海大学 名誉教授																					
山本 佳世子	電気通信大学大学院情報システム学研究科 教授																					
○ 笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事																					
内田 了	神奈川県中小企業団体中央会 副会長																					
高瀬 達也	神奈川県都市衛生行政協議会 (茅ヶ崎市保健所地域保健課長)																					
丹野 睦	川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長																					
山崎 弘子	神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長																					
高井 佳代子	健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役																					
次回開催予定日	令和4年7月29日（金）																					
問合せ先	健康医療局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 虎頭 電話 045-210-5025																					

会議の議題 及び結果	<p>&lt;議題&gt;</p> <p>(1) 令和3年度 受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査の結果報告・分析</p> <p>(2) 今後のたばこ対策</p> <p>&lt;結果&gt;</p> <p>上記議題について意見交換を行った。</p>
掲載形式	議事録
議事概要 とした理由	—
会議経過	以下のとおり

## 1 開会

- ・神奈川県健康医療局 高山保健医療部長より挨拶
- ・事務局職員紹介
- ・傍聴者報告

## 2 各委員あいさつ

## 3 座長の選出

- ・委員の互選により玉巻委員を選出
- ・座長が笹生委員を副座長に指名

## 4 議題

### (1) 令和3年度 受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査の結果報告・分析

ア 事務局から、【資料1】及び【参考資料1～3】により説明

イ 質疑応答

#### ●山本委員

喫煙率の増加、卒煙意思の低下、未成年者への喫煙防止教育などについて、自宅でのリモートワークや学校での感染症対策など、新型コロナウイルスの影響はあるか。

#### ●事務局（山口GL）

コロナの影響はあったと思う。未成年者の喫煙防止教育については、講師側の保健福祉事務所の職員が、感染者の増加によって手が回らず、そのような教育の機会自体が減ってしまったというのもある。

#### ●曽根委員

本体資料8ページの調査方法について伺いたい。今回、ウェブアンケートということで、外部に委託して実施し、そこでプールしている、県内在住の20歳以上の方という条件で実施し、2,500人になったところで打ち切ったもので、これまでとは調査方法が異なると理解してよいか。

#### ●事務局（山口GL）

これまでとは調査方法が異なる。年齢構成、男女比等がどう違うのか気になるころだ  
と思うので、触れたい。

参考資料2の県民意識調査、項目の6に「回答者のプロフィール」があり、居住地域、  
年齢別、性別が記載してある。前回調査（平成30年度）との比較について口頭で説明する。

まず、年齢別については、

20～29歳	今回12.6%	前回7.1%
30～39歳	今回16.2%	前回12.3%
40～49歳	今回19.2%	前回18.5%
50～59歳	今回17.0%	前回15.8%
60～69歳	今回13.4%	前回19.7%
70歳以上	今回23.6%	前回25.8%

前回は郵送のため、無回答0.8%であった。

今回は、若い方の回答が増え、高齢の方の回答が若干減ってきているという傾向かと思  
う。

次に、性別について、今回は男性49.8%、女性50.2%でほぼ半々であったが、前回は、  
男性43.4%、女性56.2%、無回答0.4%であった。前回は男性が少なめだったが、今回、  
男女比はほぼ同じくらいとなった。

このような違いがある。

#### ●曾根委員

今回、喫煙率が高めなのは、今回の回答者のうち、男性の割合が高くなったという影響  
もあるかもしれない。

#### ●事務局（山口GL）

前回は男女比のバランスちょっと悪かったが、今回はほぼ半々。結果として男性の回答  
者が増え、一般に男性の方が喫煙率は高いので、そういう影響もあり、他の大きな調査と  
ズレが出たのかもしれない。

#### ●曾根委員

男女別の喫煙率など、分析の説明でもらえると、そのあたりはもう少し明らかにな  
ると思う。

#### ●山本委員

60歳以上の回答者が増えたりすると、喫煙率に影響あるのだろうか。

#### ●平野委員

65歳以上になると喫煙率が下がる傾向にある。前回は65歳以上の回答者の割合が高かっ  
たが、今回は人口分布に近い。そうすると、全体喫煙率について、前回の13.3%、前々回  
の13.9%はちょっと低いかと。今回の17.1%は全国平均と変わらないレベル。そういう意  
味で、過去2回は、喫煙率は実態よりも低く出ているのではないかと思う。

#### ●山本委員

アンケートに回答する人は、熱心な人、関心がある人なのだろうか。回答率に影響はあ  
るのだろうか。

#### ●座長（玉巻委員）

要するに、2,500人の母体がどういう形で選ばれているのか、もう少し明らかにしてほしい。郵送のときは、無作為抽出でやっていたので、平均的に信頼性の高い資料があがってきた。一方、ウェブ調査になると、そもそもアクセスしようという人が限定されるだろうし、レスポンスのよい人の意見に偏ってしまっているかもしれない。コロナの影響や予算の関係で、従前と同じ方式で続けるというのは難しいところがあると思うが、比較対象として、前回と今回を同じ土俵で見るとするのは慎重に対応したほうがよいと思う。

#### ●山崎委員

コロナの影響で家にいる時間が増えた結果、アンケートについても、自分の健康に置き換えて考える時間があったのではないかと。そういう意味で、皆さん真剣に考えて回答し、数字としては、よい数字が出ていると思う。

#### ●山本委員

先ほどからの話というのは、要するにサンプルの代表性ということで、神奈川県を社会的グループを代表しているのか、ということ。

ウェブアンケートだとひょっとしたらズレがあるのかもしれないということを皆さん気にされているのだと思うので、留意してもらいたい。

#### ●高瀬委員

私も本体資料8ページの調査のところが気になる。参考資料2の調査設計のところにも、層化二段無作為抽出とあるが、私も行政の立場としての経験上、アンケートの回収率100%とはあり得るのだろうか。関心がある人が答えてくれたという意味ではある意味重要な数字だとは思いますが、これまでの調査方法とは違うということであれば、前回と比較して、だからこういう課題が前と比べてある、というのは性急な気もする。2,500人の集め方がどうだったのかということは、もう少し説明してほしい。

#### ●事務局（山口GL）

地域や年齢について偏りが出ないように、調査会社と調整して委託している。100%というのは、最初にお願した2,500人全員が返してくれるわけではないので、調査期間中に100%に至るまで継続した結果である。

#### ●平野委員

参考資料2「4 回収結果」の表について、これは、最初に人口比で割り付けたのか、それとも、全体の2,500という人数を優先して、早い者勝ち回収で結果としてこうなったのか、どちらか。2,500人というのは、どこまで割り付けしたのか。インターネット調査の場合は、人口の割合であらかじめ割り付けておいて、セグメントごとにその数になったら打ち止めというのは多いと思う。

#### ●事務局（神田）

今回の調査は、神奈川県を人口構成、男女比、年齢別の割り付けを行って、その割り付けによって2,500人で按分してアンケートを送っている。以前の郵送のときも同じように割り付けをしていたが、郵送のため、回答があるかはまちまちであった。今回の調査の方が人口構成等を正しく反映している。

#### ●座長（玉巻委員）

そうすると、皆さんの疑問が解消されたということになると思うが、「回収結果」の数

字は、回収結果である前に、意見徴収母数という理解でよいか。

●事務局

よい。

●座長（玉巻委員）

郵送だととてもできないが、デジタルだとこういうことが簡単にできるということで、承知した。

そうであれば、要望になるが、年代別、男女別の喫煙率等の数字がほしい。デジタルであれば簡単に出るのではないか。なぜかというと、例えば喫茶店の喫煙規制をするというときに、県民があまねく喫茶店に行くわけではなく、利用者は30代、40代の営業サラリーマンが圧倒的に多い。仮にその喫煙率が非常に高かったとしたら、喫茶店に規制をかけるのは非現実的ということになるが、以前はデータがなかったので判断ができなかった。今回データがあるのであれば、ぜひほしい。事務局で検討してほしい。

また、この資料は公表するのであろうから、公表したときに誤解が生じないように、「回収結果」のところに、平野委員が仰ったようなニュアンスの注記を入れておいたほうがよい。

●曾根委員

本体資料14ページ、参考資料1の7・8ページにある、県への期待に関する箇所について、数としては規制強化を求める人（600人）の方が、規制緩和を求める人（291人）よりも倍ぐらい多い。書き方の問題ではあるが、「規制強化を求める割合は減少し（29.4%→24.0%）、規制緩和を求める割合が増加（5.8%→11.6%）」とパーセンテージだけで書くと、今後対策を検討していく上で、ミスリーディングになりかねないので、誤解を招かないように留意した方がよい。

●平野委員

本体資料9ページ、参考資料4ページについて。本体資料9ページでは、「喫煙者の卒煙意思が低下」として赤信号になっており、理由として「卒煙をしたくない人」が増加しているからとある。しかし、参考資料4をみると、「卒煙したい人」も増加しているので、卒煙意思が低下していると言ってしまってよいだろうか。無回答の割合が減った結果、卒煙したい人も卒煙したくない人も増えてしまっているのではないかと思うので、赤信号で「卒煙意思が低下」と書くのは少しミスリーディングではないかと思う。

●座長（玉巻委員）

そういうことも含めて、事務局においては今後検討してほしい。私も、信号の色のインパクトが強すぎるので、本当にそうなのかという印象はある。

●山本委員

今回はウェブ調査、前は郵送調査で、調査方法が違う。母集団が違うから、意見が違ふという可能性はあるので、あまり前の調査と比較しない方がよいと思う。今回集めた調査結果だけ出すのであれば違和感はないのだが。

●座長（玉巻委員）

過去の話をする、県民意識調査は過去何回も行っているが、毎回同じ質問を繰り返すのは調査の連続性の視点から必要だが、質問項目を変えて織り込んだほうがよいのではと

いう話もあった。

しかし、今回、連続性という点でいうと、違う土俵の勝負が、一見すると同じ連続性で提示されてしまっているから、県民に誤解を与えないかとは思ふ。ただ、データの正確性や処理のしやすさという点では今回の方がよいと思う。

この資料としても決して間違っているわけではなく、先ほど曾根委員が仰ったところという（参考資料2の7・8ページ）、母数の人数はちゃんと書いてあるので、皆さんそこまでちゃんと読み取りをしてパーセンテージを見てもらえれば、データとして何も問題はないと思う。母数を見ずにパーセンテージだけ見ると誤解が生じるが。

#### ●山本委員

今回のウェブ調査の結果は、神奈川県の実態を表しているということで、それは大事なことと思う。調査方法が異なる前回の結果と比較することにはやはり違和感を感じるが、公表するというのであれば、調査方法が異なることを注釈でしっかり書いた方が誤解を招かなくてよいと思う。

### (2) 今後のたばこ対策

#### ア 事務局から、【資料2】により説明

#### イ 質疑応答

##### ●曾根委員

戸別訪問について、既に行ったところが多く、そうでないところに行っているという話を以前聞いた記憶があるが、今後、戸別訪問はもう行わないということか。まだ行う余地、ニーズがあるのにやめてしまうのはもったいないと思う。戸別訪問は継続しつつ、対個人のアプローチもしていく、ということか。

##### ●座長（玉巻委員）

戸別訪問する施設の主なターゲットは飲食店で、経営者がころころ変わる。1年で1／3ぐらいは変わる。新規のところには指導が必要なのではないだろうか。

##### ●事務局（柁課長）

受動喫煙防止に関する条例は神奈川県が最初に制定したということもあり、戸別訪問はこれまで普及啓発という形で行ってきたが、条例制定から10年を経過したこともあり、今後は、普及啓発ではなく、法や条例に基づく適正な対応に切り替えていきたいという意味である。

検討会において、全くやめてしまうというのはいかがかというご意見があれば、検討していく。条例・運用については第2回で議論願いたい。

##### ●笹生委員

23ページ、未成年者喫煙防止教育のところについて。コロナが流行し、社会もいろいろとITに置き換わっている。未成年者喫煙防止教育は大事なところなので、ITを使った方法に切り替えていけたらよいと思う。

##### ●内田委員

先ほど、卒煙サポートのところ、企業にターゲットをとという話があった。それに関連してだが、商工会議所連合会の組織には100万人くらい、中央会は43万人くらい入っている。その理事会等で、たばこについてこうしてほしいというような話はほとんど出ない。

たばこに関する取組みは、大企業ではやっているが、中小企業ではやっていないところが多い。そういう意味で、団体・企業が関与すると効果があるのではないかと思う。アンケートの他にも、アプローチの仕方はいろいろあると思う。

●座長（玉巻委員）

条例制定時から、商工会議所等、各種企業関係団体にアプローチをし、一定の活動の援助はしていると思うが、まだ工夫の余地もあると思うので、県当局において、限られた資源の中でという話にはなるだろうが、検討してもらえればと思う。

●山崎委員

今の話に関連するが、一部上場企業はアプローチしやすいだろうから、まずそこからやるというのもよいと思う。

喫煙すると健康被害があるということを説明し、やめたらこんなに楽しいこともあるとアピールしていけたらいいかなと。ストレスがあるからたばこを吸うのかもしれないが、健康被害をはっきり伝えるとよいと思う。

●山本委員

本体資料27ページ、卒煙サポートのところで、「喫煙は恥ずかしいとするアプローチ」については、結構踏み込んだと思う。

未成年者喫煙防止については、県でユーチューブ動画を作るのもよいと思う。オンライン受講ということであれば、〇×テストのようなものも用意しておく、もっとやる気になって動画とかも見てくれるかなと思う。未成年者だけでなく、先ほど話があった中小企業の方などになかなか情報が届きにくいということがあれば、みんなで動画を見てもらうというのもよいかと思う。

●内田委員

以前は神奈川県政治家も、禁煙しよう、卒煙しよう、というようなPRをしていたが、最近ほとんどない。知事から、県出身の政治家に働きかけるなどしてみてもどうか。

●事務局（部長）

可能かどうかというところはあるが、ご意見いただいたということで。

●座長（玉巻委員）

まだ尽くすべき手段はまだあると思うので、県民に対する普及啓発は継続してもらいたい。

●曾根委員

未成年者の定義が法律で変わったが、引き続き18歳・19歳は喫煙できない。「未成年者」という用語の使い方には注意すべきと思う。

●山本委員

たばこは今いくらするのか。どれぐらい吸うのか。

●各委員等

20本入りで、500、600円ぐらい。値段はもっと上がるだろう。吸う本数は、調査によると1日20本弱ぐらい。

●座長（玉巻委員）

さて、次回は条例見直しの検討になるが、資料1・2から、それにつながるような重要な視点があれば、ご発言いただきたい。

●高瀬委員

本体資料27ページ、卒煙サポートのところだが、行政の立場からすると喫煙者に対するアプローチが具体的にかけられるいくつかあるかと思う。

ひとつは、特定検診。いわゆる保険者がおこなっている部分で、国民健康保険の仕組みでも行っているので、すべからくアプローチできる。

もうひとつは、地域・職域。未病に向けたアプローチは行政からできる。たばこ対策だけというより、広く健康増進という観点で、ほかの事業と合わせてやっていくという方法もあると思う。

●曾根委員

本体資料16ページ、施設調査のところ。特例県2種施設がいろいろ問題になると思うので、問題点を整理しておいてほしい。国に合わせるのか、さらに一歩先をいくのか。

●座長（玉巻委員）

健康増進法が改正されて、条例とほぼ重複するのだが、ねじれも生じている。県独自の1種、2種など、法と一致しないところがあるので、すっきりさせてほしいと思う。

それでは、資料1・2についての皆さんの意見は以上のとおりとして、事務局は、今回の準備をしておいてほしい。

以上、議題1・2について、今日はひとまずここまでとする。資料1・2についてさらに意見があれば、次回発言の機会があろうかと思う。

## 5 その他

### (1) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直しについて

ア 事務局から、【参考資料4】により説明

イ 質疑応答

●座長（玉巻委員）

今回の議論に向けて、視点などあればご発言いただきたい。なお、本日の議論はたばこ対策全般についての広い視点での議論だったが、次回は条例の枠内の議論になるので、その点ご承知おき願いたい。

●曾根委員

法と条例が入り組んでなかなか理解しづらい。次回は説明の時間も長くなるかと思うので、時間を長めにとるなど配慮してほしい。

●座長（玉巻委員）

法と条例の構造がどうなっているのか詳しくまとめた資料を事前に送付してもらい、質問の機会なども設けてほしい。

●平野委員

条例見直しでは、技術的基準も出てくるが、この検討会ではどこまで議論するのか。

改正健康増進法でいえば、政令、省令、関係通知というところに出てくる内容となる。委員のメンバーからすると技術的な検討ができるメンバー構成になっていないように思う。

●座長（玉巻委員）

前回は、国の資料を参照し、国が示している基準にならうということで整理していたかと思う。条例の中には細かい数値は出ていない。

この検討会では、大所高所からこういう制度設計にしたいという議論をし、実現する方策は県当局で詰めてもらえればよいと思う。満場一致でこうしたいと決まっても、技術的に無理ということもあるだろう。

●事務局（柁課長）

その点については、ご意見をいただいて、実現可能か、技術的な問題については県側で検討させていただくことになる。

●平野委員

承知した。

●内田委員

次回検討するのは、受動喫煙防止のための方策を検討するのか、条例そのものを検討するのか。

●座長（玉巻委員）

それは不可分一体である。受動喫煙防止について、法のスキームがない中でまず条例ができ、その後健康増進法の改正でスキームができた。その結果、法と条例で違いがあってわかりにくい部分があるが、県内事業者にとっては、まず、法に合わせた受動喫煙防止対策をとり、同時に条例にも合わせた対策をとらなければならない。法も条例も両方見なければならないというのを整理していきたいというのが、今回の条例改正の主たる目的だろうと個人的には思っている。

座長の立場を離れていうと、法のスキームができたから条例はもはや不要という考え方もあるだろうし、やはり法だけでは不十分だから微調整をするような条例の定めも必要ではないか等の議論もあるだろう。

この検討会では、細かい条文の文言がどうこうという議論をするのではなく、こうあってほしいという県民の思いを各委員が斟酌して発言してもらって、それを県当局がまとめるということになる。

●曾根委員

他自治体の条例についても、簡単にまとめて参考資料として用意してもらえるとよい。

●丹野委員

参考資料4の2ページに、「運用変更」として、「立入調査、指導に係る運用（解釈）変更」とあるが、とは具体的に何か。

●事務局（柁課長）

普及啓発として回っているものを、法・条例に基づく立入調査、指導としてやっていくということ。正直、今まではそういう形での運用がなく、罰則の適用もこれまでなかったもので、やり方を変えていくということ。

●丹野委員

川崎市においても普及啓発という名のもとに戸別訪問を行っており、その先に、勧告・罰則へとつながっていく。苦情があった場合、まず現場を見に行くのが不可欠になる。そうすると、普及啓発を省略し、法・条例による規制にいきなりつなげるという棲み分けを、県がどのように行うのか関心がある。普及啓発・戸別訪問の延長線上に勧告・罰則等があるのが通常なのかなという気もする。

●座長（玉巻委員）

条例ができて10年以上経つが、これまで罰則をかけた例は1件もなく、それはいかがかということを書かれたこともある。そろそろ、制度の実効性の観点から、適正に執行すべきという視点なのだろうと思う。ただ、同時に、飲食店は頻繁に経営者が変わるが、だいたい1回指導すれば改善されるので罰則をかける必要がなく、一方、新規のところいきなり罰則は酷なので指導を続けるというような説明を、従前県当局から受けてきた。とは言っても、もう10年経過するので、その匙加減で県当局も悩まれているのだろうと思う。

●平野委員

条例14条の「公表」について、違反に対して公表すれば抑止効果があるのではないかと思うが、これについてはこれまで事例があるか。

●事務局（柁課長）

公表の事例はない。

●座長（玉巻委員）

個人的意見だが、公表は、実は抑止効果にならず、逆に宣伝になってしまうと思う。コロナのときのパチンコ屋のように、営業自粛しない店を公表したら、パチンコ屋に行きたい人が埼玉から茨城に行ってしまったということがあった。

●山本委員

参考資料4の1ページ、「3つの視点」のうち、可視化について、「実績・結果を見やすくするための改正」とは何か。

●事務局（虎頭）

これまで普及啓発として戸別訪問をやってきて、その件数は出ている。その際、実質的には行政指導と評価すべきことを行っている場合にもすべて戸別訪問で計上してきたために、行政指導の件数が出てこない。

●座長（玉巻委員）

普及啓発と指導を明確に区別するのは難しい気はするが、目的意識はわかる。あえていうならば、違反がある場合に指導、何ら違反はなく単なる制度説明を行う場合は普及啓発ということかと思う。

(2) その他

●座長（玉巻委員）

他に何かあればご発言いただきたい。

(特になし)

●座長（玉巻委員）

以上、本日は皆さんの意見は出尽くしたということで、これで終了したい。

6 閉会

以上